

# 須賀川市立第二小学校いじめ防止基本方針

(令和3年3月改訂版)

須賀川市立第二小学校

## 1 はじめに

平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月28日に施行された。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめを生まないためにも、全体で児童一人一人が、大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組むことで、自己肯定感を高め、児童に自他の人権を守るために行動できる力を身に付けさせることが重要である。

## 2 いじめ防止対策の基本理念

- (1) いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての児童に認識させるとともに、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、児童の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめ防止対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に取り組む。

## 3 いじめの定義 「いじめ防止対策推進法 第2条」

**いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。**

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、

嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

※ 具体的ないじめの例（くわしいいじめの構造や態様は、参考資料編）

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

《いじめに対する基本的な考え方》

- (1) いじめは人間として決して許されないものである。
- (2) いじめは、どの学校でもどの子にも起こりうることである。
- (3) いじめ根絶に向けて、保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し、迅速に対応していく。
- (4) いじめは、人間関係を破壊したり人格形成を阻害したりするもので、時には生命の危機にもかかわる重大な問題である。
- (5) いじめの未然防止や早期解決は、子どもの成長・発達にとって極めて重要である。

4 いじめの理解

- (1) どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これら

については、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(6) 特に配慮が必要な児童として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

ア 発達障害を含む、障害のある児童

イ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

エ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

## 5 いじめの未然防止

(1) 教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての児童生徒が自己有用感や充実感を感じ、安心して学べる教育環境づくりに努める。

(2) いじめの未然防止

◆発生してから対応するのではなく、問題が発生しにくい土壌をつくる

教師の一人一人の人権意識

楽しく明るい学校学級づくり

子どもの心を揺さぶる道徳教育

豊かな学び豊かな体験活動

### 未然防止の取組の重要性ーいじめを許さない子どもを育てるー

・学校生活の中では、子ども同士のトラブルは、ある意味、日常的なものと言える。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことのないように、未然防止を図ることが何よりも重要である。

・「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が求められる。そこには、すべての児童を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のとを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動であるという考え方がある。

・いじめが起きないように努力すること、起きた後の対応ばかりに力を注ぐのではなく、起きにくくするために力を尽くすという考え、つまり、本当に求められる対応というのは、被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策が求められている。

◆いじめの未然防止に向けての手立て

① 明るく楽しい学校・学級づくり

- ア 子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- イ 子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団作りを進める。
- ウ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。←いじめの大半は言葉によるものである。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導を行う。
- エ 学級のルールがきちんと守られるような指導を継続して行う（特に年度始め）。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底する。
- オ 児童の実態をアンケートや欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用により把握する。
- カ 担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもって進める。
- キ 担任と子どもたちが、いわゆる「なれあい」になっている学級は、いじめが発生しやすい傾向があるとの研究結果もある。

② 子どもの心を揺さぶる道徳教育

- ア 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育を図る。
- イ 「道徳」の時間については、いじめに関して児童・生徒の心を揺さぶる教材や資料を取り上げ、指導計画に位置付けるなど、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ウ 子どもの道徳的な判断が稚拙だったり、安易な言動がいじめにつながるような場面においては、教師による「場の指導」が重要である。

③ 感動・共感のある豊かな学び、豊かな体験活動

- ア 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- イ 「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。
- ウ 学級活動等では話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- エ 学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学習する。
- オ 人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し、学習する。

カ 学校行事では、挑戦する経験を通して、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

キ 児童会活動では、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう児童会を進める。児童会による「思いやりの心宣言」など

## 6 いじめの早期発見

(1) いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員と保護者全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める。このため、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。

(2) いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制づくりに努める。情報を早めにキャッチするため意見箱なども設置する。

○朝や帰りの会や授業中などの観察

・出席をとるときの声、表情 ・保健室等での様子

○学校生活アンケートの実施

・いじめなやみごとアンケート 年5回実施（4月、6月、9月、  
11月、1月）

・学校生活アンケート(学校評価)年間1回実施（10月）

### 子どもの変化を敏感に察知し、可能な限りいじめを早期に発見

① 何よりもまず日々の観察

ア 休み時間や昼休み、放課後の雑談など、時間を確保し、なるべく児童と一緒にいるように努める。

イ 全職員の違った視点により、児童の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などを日常的に観察し、児童が発するサインを見落とさないようにする。

ウ 気になる児童がいた場合、必ず担任へ伝えるとともに管理職にも報告する。

エ 養護教諭、スクールカウンセラー、特設顧問等からも情報を収集す。

オ 職員会議や生徒指導全体会や学年会における情報交換を確実に実施する。

カ 初期段階の情報であっても、組織的に迅速な対応を行い、早期解消に努める。

キ いじめ早期発見のためのチェックポイントを活用する。

② 日記や連絡帳は子どもと家庭の窓

ア 担任を中心に日記や班ノート等を活用して児童生徒理解に努める。

イ 気になることは家庭に連絡するとともに、連絡帳等で家庭からも情

報がもらえる信頼関係をつくる。そのために、日頃から、いじめに対する学校の考え方や取組を周知し、共通理解に立った上でいじめ発見に協力を求める。

③ 教育相談は、人間関係づくりから

ア 日常生活の中での声かけ（チャンス相談）や、保健室で休んでいる児童がいないか保健室を時折訪問するなど、日頃から気軽に相談できる人間関係づくり、雰囲気づくりが大切である。

イ 定期的な個別懇談を設けることはもちろん、SC（スクールカウンセラー）との面談日を設けるなど、様々な形で教育相談の機会を設ける。

### ＜いじめに関する児童への指導＞

- ① 全教職員が、いじめを行うことやいじめを傍観することを絶対に許さず、断固としていじめを根絶するという姿勢を、全校集会や学年集会等の機会あるごとに児童に伝えるとともに、いじめにあった・いじめに気付いた場合の相談や通報の方法等について、下記の点を児童に指導し、家庭に周知する。

1 いじめに対する正しい認識

- (1) いじめは人間として絶対に許されないこと。
- (2) いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も、いじめる行為と同様に許されないこと。
- (3) いじめを大人に伝えることは正しい行為であること。

2 いじめにあった・いじめに気付いた場合の相談や通報の方法

- (1) 相談したり通報したりした人のことは、教職員が一丸となって必ず守ること。また、相談した事実や相談内容等の秘密も守ること、守られること。
- (2) 自分が一番話しやすい人に話してよいこと。
- (3) 電話で相談できる窓口に電話をする。例えば下記のところ。
  - 福島県警察本部「いじめ110番」(0120-795-110)
  - 福島県教育センター「ダイヤルSOS」(0120-453-141)
  - 法務局「子どもの人権110番」(0120-007-110)
  - 須賀川市すこやかテレフォン(0248-75-1919)

## 7 いじめへの対処

- (1) いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うとともに、家庭や須賀川市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連

携を図り、組織的な対応を行う。

**【須賀川市教育委員会へ報告】**

○ 学期末に指定の用紙を使用し報告する。

「いじめに関する報告書」※別紙資料

「いじめ解消までの経過観察シート」※別紙資料

(2) 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。いじめに関する研修会を積極的に開催する。(外部講師招聘)

(3) 組織としての対応

① 教職員による日常観察および「学校生活アンケート」からいじめと思われる兆候が見られた場合や、児童や保護者、関係機関等からいじめに関する相談や通報を受けた場合は、

○ 「いじめに関する報告書」により生徒指導主事に報告

○ 生徒指導主事は、教頭・校長に報告

○ 生徒指導全体会（いじめ対策委員会）を即時に開催し、全職員で情報の共有を図るとともに、被害児童への支援・加害の子どもへの指導（他校等の場合は在籍する学校等への連絡）・周囲の児童へのケアについて、職員の役割分担等の明確化を図る。

② 生徒指導全体会（いじめ対策委員会）では、得た情報に基づき、適切ないじめ解決のための対応方針を策定し、場当たりの対応とならないよう、全職員で対応方針を共有する。

③ いじめ解消の判断は、「いじめ解消までの経過観察シート」にもとづき、生徒指導全体会（いじめ対策委員会）での協議を経て、校長が行う。

**【被害児童・加害児童等への取組】**

① 被害児童への取組

○ 被害児童の安全確保のため、授業中や休み時間を利用した複数の職員による毎日の声かけや、職員室での被害児童に関する情報の共有を行う。

○ 被害児童の心理的ストレス等を軽減するため、SCやSSWを活用し、被害児童とその保護者をケアする。

② 加害児童への取組

○ 加害児童を特定した上で、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、個の教員による単発な指導に終わらせることなく、生徒指導全体会（いじめ対策委員会）は中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。

○ 加害児童の保護者にもいじめをやめさせるよう指導する。

○ 状況に応じ、SCやSSWとの連携により、加害児童への心のケアを実施する。保護者も必要に応じて行う。

③ いじめを伝えた児童への取組

- 「勇気をもって教職員にいじめを伝えた児童を守り通す」ことを宣言し、教職員どうしの情報共有による見守りや、積極的な声かけ等を通じて、いじめを伝えた児童の安全を確保するための取組を徹底する。

### 《いじめ防止のための校内組織》

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

- <校内構成員> 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、生徒指導部員、その他関係職員（特別支援教育担当教諭、担任等）
- <校外構成員> スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、教育委員会指導主事、関係機関の助言者等

## 8 地域や家庭との連携

- (1) 社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭が連携した対策を推進する。
- (2) より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 9 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

#### ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

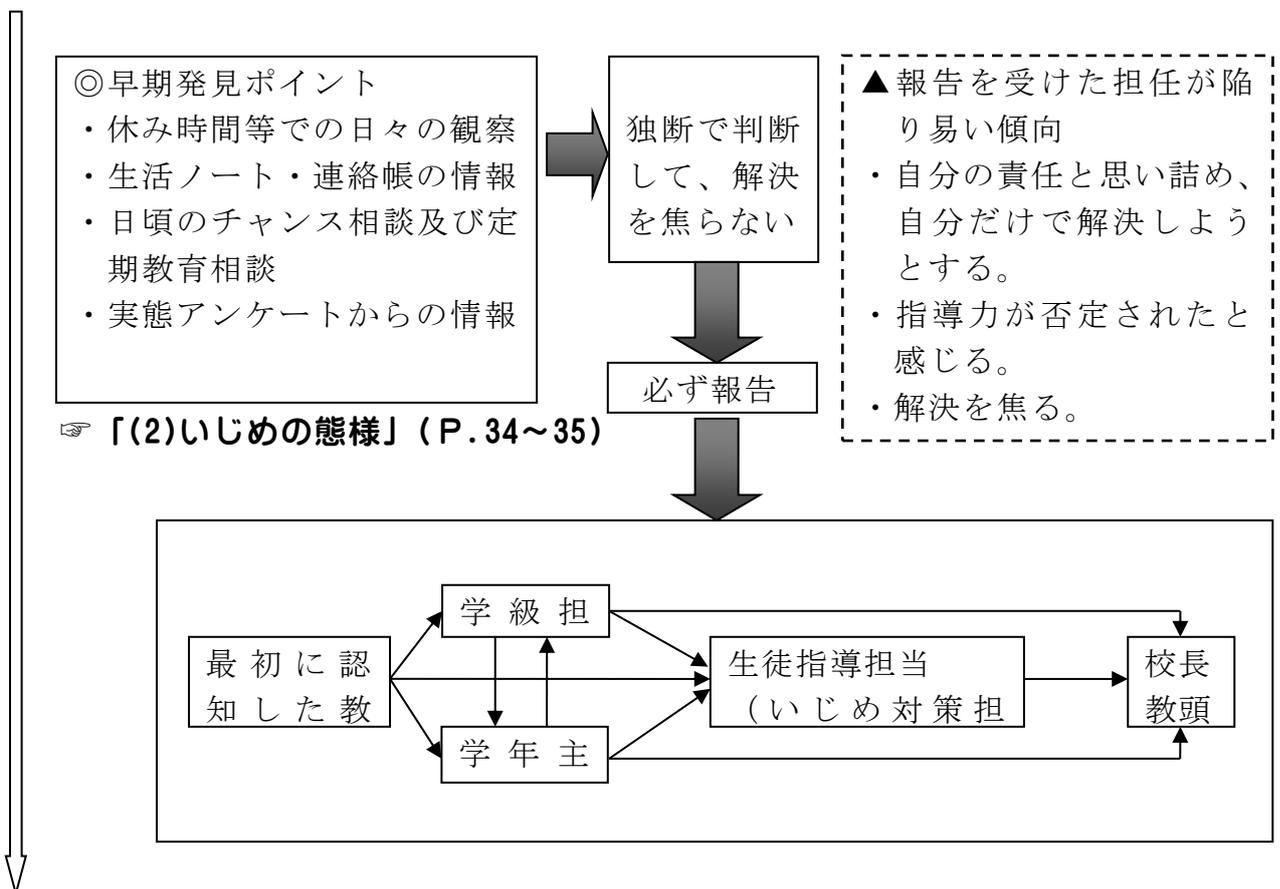
#### ② 「相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）児童生徒の保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

# 【参考資料編】

## いじめの早期対応

### (1) 早期の組織的な対応イメージ

#### I いじめ情報(気になる情報)のキャッチ



## II 正確な実態把握

- 当事者の双方、及び周りの児童生徒から事情を聴き取り、記録する。
- この段階で、ただ注意や説教をして、謝らせるだけの安易な指導にしない。
- 関係職員との情報共有により、一つの事象にとらわれることなく、より広範囲で総合的な実態把握に努める。

## III 教育委員会への報告（第一報）及び対応方針の決定（指導体制・役割分担等）

- 教育委員会へ把握できた現状について第一報を入れる。
- 「いじめの防止等の対策のための組織」により、指導のねらいを明確にした対応を進める。（児童生徒の生命や心身又は財産に重大な被害が生じる等、学校だけでは解決が困難と判断した場合は、教育委員会に指示を仰ぐ）
- 対応の見通しについてすべての教職員で共通理解を図る。
  - ・ 緊急度、自殺や不登校、脅迫や暴行等の危険度
  - ・ 事情聴取等での留意点
  - ・ 緊急ＳＣの派遣やＳＳＷに關係機関とのつなぎを依頼するかどうか 等
- 役割分担を確認する。
  - ・ 被害者からの事情聴取と支援担当・加害者からの事情聴取と指導担当
  - ・ 周囲の児童生徒と全体への指導担当 ・ 保護者への対応担当
  - ・ 關係機関への対応担当

## IV 教育委員会・關係機関等と連携した事実の究明

- 第一報以降、教育委員会と連携しながら事実の究明を継続する（教育委員会により「重大事態」と判断された場合は指示に従って進める。）
- 事情聴取は、被害者→周囲の者（冷静に状況をとらえている者）→加害者の順に行なう。

### <事情聴取の際の留意事項>

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取後は、当該児童生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階ではではないこと>

- ▲いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

## V いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導や支援及び保護者との連携

### ① 被害者（いじめられた子ども）への対応

#### ア 基本的な姿勢

- ・ いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- ・ 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

#### イ 事実の確認

- ・ 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- ・ いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

#### ウ 支援

- ・ 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ・ 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- ・ いじめている側の子どもの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- ・ 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教えておく。
- ・ 「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという安易な指導はしない。

#### エ 経過観察

- ・ 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・ 自己肯定感を回復できるよう、授業等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

### ② 加害者（いじめた子ども）への対応

#### ア 基本的な姿勢

- ・ いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・ 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

#### イ 事実の確認

- ・ 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- ・ 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

#### ウ 指導

- ・ 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
  - ・ いじめは決して許されないことをわからせ、人権意識を持たせる。
  - ・ いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
  - ・ 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。
- エ 経過観察等
- ・ 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を継続し成長を確認していく。
  - ・ 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。
- ③ 観衆(いじめを助長する存在)、傍観者(いじめを支持する存在)への対応
- ア 基本的な指導
- ・ いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
  - ・ いじめの問題に、教師が児童生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- イ 事実確認
- ・ いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではなく、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- ウ 指導
- ・ 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
  - ・ 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
  - ・ これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
  - ・ いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
  - ・ いじめを許さない集団づくりに向けた話を深める。
- エ 経過観察等
- ・ 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスに向けていく。
  - ・ いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

## ② 保護者との連携

### ① いじめられている子どもの保護者との連携

- ア 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- イ 学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ウ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- エ いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- オ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

### ※保護者の不信をかう対応

- ▲ 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。→事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。
- ▲ 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- ▲ 電話で簡単に対応する。

### ◎クレームを言う保護者に対して

いじめが起きたことに対する責任を問われたり、クレームを言われたりする場合がある。また、初期対応が遅れたり、保護者の思いを十分に理解できなかつたりすると、こじれる場合もある。

こじれてしまうと解決するものも解決しなくなる。まず、保護者に「子どものために、いじめの解消に全力で取り組みましょう。学校の批判については、いじめが解消した後に、じっくりと聞かせてもらいますので、まずはいじめの解消に取り組ませてください」と理解を求める。

クレームの対応より、いじめの解消に取り組めるようにすることが大切である。

## ② いじめている子どもの保護者との連携

- ア 事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- イ 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ウ 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- エ 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- オ 事実を認めなかつたり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

### ※保護者の不信をかう対応

- ▲ 保護者を非難する。
- ▲ これまでの子育てについて批判する。

### ◎いじめを認めない保護者に対して

いじめの報告に対して、「以前、いじめられたから、お互い様だ」「いじめられる方に原因がある」「先にやったのは、あっちの方だ」などと、いじめを認めない場合がある。

どちらに原因があるにせよ、今、傷ついているのはいじめられている方である。まずは、傷ついている児童生徒を楽にしてやるのが第一であることをしっかりと説得するようにする。

そして、トラブルの原因等の話合いが必要なときは、いじめを解消して話合いを持つようする。

いじめが解消していれば、お互いが気兼ねせず話合いができるようになることから、スムーズな解決が期待できる。

## 「ネット上のいじめ」の対応

### ① 掲示板等への誹謗・中傷等への対応

掲示板やブログ、プロフ、スマートフォン等への誹謗・中傷の書き込みなどの「ネット上のいじめ」が児童生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示す手順で、書き込みの削除を迅速に行う必要がある。

#### ◇対応の流れ

##### ・「ネット上のいじめ」の発見／児童生徒・保護者からの相談

学校が「ネット上のいじめ」を把握するのは、児童生徒や保護者からの相談である事例が多い。また、児童生徒の様子の変化から、事案を把握する事例もある。

学校では子どもたちが出すいじめの兆候を見逃さず、「ネット上のいじめ」に対応していく必要がある。より積極的に「ネット上のいじめ」を発見する取組として、家庭や地域、教育委員会、関連企業等と連携して「ネットパトロール」を行うことも考えられる。

・誹謗・中傷等の書き込みの相談が生徒・保護者等からあった場合、その内容を確認する

その際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。

・掲示板等の中には、パソコンから見るできないものも多くある  
その場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要がある。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

##### ・掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探す(ページの下の方にあることが多い)。該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示される。そのページに、件名、内容等の事項を書き込んで、「送信ボタン」を押して送信すると、管理者にメールが届くようになっている。

なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等書かれている削除依頼方法を確認する必要がある。削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当である。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者の中には、悪意のある人もおり、個人情報悪用される場合もある。

##### ・掲示板等のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者への連絡先が不明な場合などは、プロバイダ(掲示板サービス提供会社等)へ削除依頼を行う。

##### ・削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場

合には必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。削除が必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されていない場合もある。それでも削除されない場合は、警察や法務局、地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

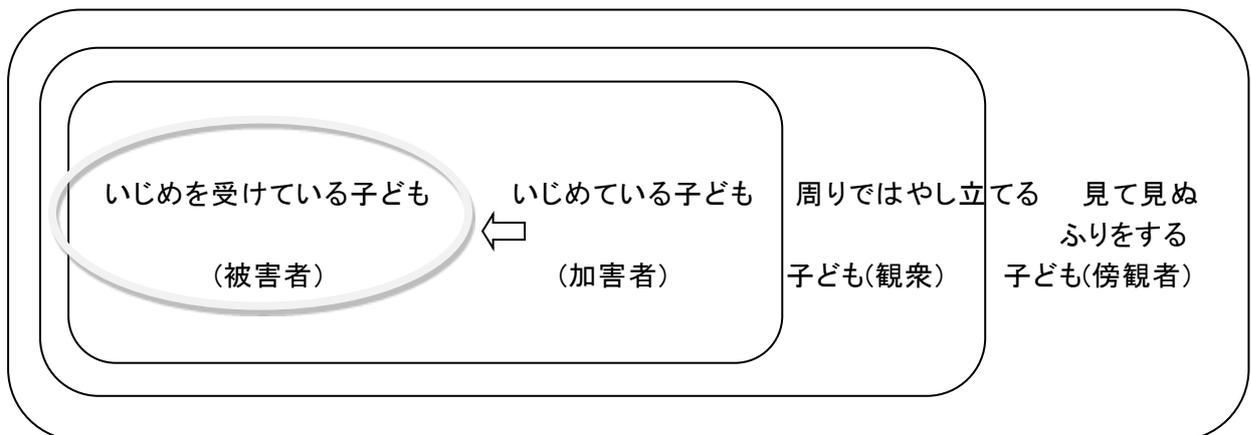
#### ◇児童生徒への指導のポイント－掲示板等での被害を防ぐため－

- ・掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ・掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ・掲示板等を含め、インターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながった事例もあったこと。

## 1 いじめの構造と態様

### (1) いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている子どもといじめている子どもとの関係だけでとらえることはできない。いじめは「四層構造」になっている。



観衆や傍観者の立場にいる子どもも、いじめを助長としていることを認識する必要がある。また、いじめられている子どもといじめている子どもとの関係は、立場が逆転することもある。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切である。

## ② いじめの態様

### ① いじめが与える苦痛

心理的苦痛	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
	仲間はずれ、集団による無視をされる。
	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
物理的苦痛	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
	金品をたかられる。
暴力的苦痛	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
その他	

ア いじめの態様としては、心理的苦痛を与えるものが最も多く発生している。

イ 暴力的苦痛は心理的苦痛が、物理的苦痛は心理的苦痛と暴力的苦痛が重複することが考えられる。

ウ いじめられている児童生徒にとっては、どれをとっても大変な苦痛であることを認識しなければならない。

### ② いじめに発展する主なケース

#### ア 遊びの延長

勝敗を決する遊びの場合、負けた子の気持ちの持ち方次第では、結果としていじめとなることもある。この場合、いじめている側は自覚に乏しい傾向が強い。

#### イ ゲーム感覚によるもの

「不幸の手紙」「デス・ノート」「失神ゲーム」など、ゲーム感覚で『面白いから…』という理由がきっかけでいじめになることが多い。また、クラス内でひそかに始まり、子どもから子どもへと広範囲に渡る傾向がある。

#### ウ 子ども同士のトラブル

気の合わない子ども同士による衝突は、互いの意志がぶつかり、「喧嘩」となりやすい。「喧嘩」は双方向の争いであり、勝ち負けが決まれ

ば必要以上に攻撃しない。しかし、どちらかが一方的に被害を受けている状況で必要以上の攻撃はいじめとなる。反面、仲の良い友だち同士の場合では、子ども同士でトラブルを修復する能力が乏しいと陰湿ないじめへと発展する危険がある。

#### エ 外見的なもの

身体的な特徴(体格・体質)や障がい、容姿、服装などを思いのままに言葉や態度で表すといじめとなる場合が多い。特に成長とともに感性が発達し、自分以外の存在を意識する年齢に至っては、精神的苦痛を感じるようになり、言葉だけで自己否定から生命の危機となることがある。

#### オ 発達障がいに起因するもの

発達障がいのある子どもは、人と上手にコミュニケーションが取れずに誤解され、いじめの対象となってしまうケースがある。

- ・知的障がい
- ・広汎性発達障がい（自閉症・アスペルガー症候群）
- ・特異的発達障がい（学習障がい(LD)、運動能力障がい）
- ・注意欠陥・多動性障がい(ADHD)

※ 子どもが発達障がいではないか、発達障がい疑われる言動からからよく級友にからかわれる等の問題がある場合、市教委の特別支援教育担当指導主事に相談する。

### ③ いじめと犯罪

いじめの内容及び程度によっては、明らかに犯罪と判断されるものもある。児童生徒には、いじめが犯罪になる場合があることを理解させ、罪を犯さないようにしっかり指導することが必要である。

いじめの様態	関係する刑法の罪名と条文
脅し文句	刑法 222 条（脅迫） 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した。
いやなことや恥ずかしいこと、	刑法 223 条（強要） 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を

危険なことをされたり、させられたりする。	用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した。
	刑法176条（強制わいせつ） 13歳以上の男女に対し、暴行（注 親告罪）又は脅迫を用いてわいせつ行為をした。
冷やかしからかい、パソコンや携帯電話による誹謗中傷	刑法230条（名誉毀損）公然と事実を摘示し、人の名誉を毀（注 親告罪）損した。
	刑法231条（侮辱）事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱（注 親告罪）した。
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	刑法235条（窃盗）他人の財物を窃取した。
	刑法261条（器物損壊等）他人の物を損壊した、傷害した。（注 親告罪）
金品をたかられる	刑法236条（強盗）暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した。
	刑法249条（恐喝）人を恐喝して財物を交付させた。
ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	刑法204条（傷害）人の身体を傷害した。
	刑法205条（傷害致死）身体を傷害し、よって人を死亡させた。
	刑法208条（暴行）暴行を加えたが、人を傷害するに至らなかった。
その他	刑法130条（住居侵入等）正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった。
	刑法202条（自殺関与）人を教唆（飛び降りろなどと言う）して自殺を促した。
	刑法41条（責任年齢）14歳に満たない者の行為は、罰しない。

（注）親告罪・・・被害者の告訴がなければ公訴を提起することができない犯罪

#### ④ 警察等関係機関との連携

子どもが成長していく過程においては、学校だけで解決できない問題を抱えることもある。そのような場合は、学校だけで対応するには限界があるので関係機関との連携が不可欠となる。

教育委員会との連携は当然だが、緊急時には病院や警察など外部の専門機関と早期に連携して対応する。

## 2 いじめ問題への取組についてのチェックポイント

### (1) 教育委員会

《学校の取組の支援等・体制整備》

1	いじめの問題に関する教育委員会の指導の方針の明確化、積極的な指
---	---------------------------------

	導
2	学校のいじめ問題についての学校訪問・調査の実施等を通じた実態の的確な把握
3	学校や保護者等からのいじめ報告に際しての、迅速な実情の把握と適切な学校への支援・保護者等への対応
4	学校のニーズに応じた研修講師やスクールカウンセラー等の派遣
5	指導上困難な課題を抱える学校に対する重点的な指導、助言、援助
6	深刻ないじめを行う児童生徒に対する出席停止措置等必要な体制の整備
7	いじめられる児童生徒の就学校の指定の変更等による弾力的な措置体制の整備
8	保護者からの相談を直接受けとめることのできるような教育相談体制の整備
9	教育相談機関(適応指導教室、すこやかテレフォン等)や教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口の児童生徒、保護者、教師への周知
10	教育相談の内容に応じた学校と連絡・協力した継続的な事後指導
11	いじめ問題の解決のための関係部局・機関との適切な連携協力体制の整備

#### 《教員研修》

1	いじめの問題に留意した教員の研修の実施
2	
1	実効性のある学校の取組等実践事例の蓄積と各学校への発信
3	
1	いじめの問題に関する指導の充実のための教師用手引書などを作成・配布
4	

#### 《家庭・地域との連携》

1	学校とPTA、地域の関係団体等が一体となった地域ぐるみの対策を推進
5	
1	いじめの問題への取組の重要性の認識や家庭・地域の取組推進のための啓発・広報活動の実施
6	

## 2 学校

#### 《指導体制》

1	いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制(「いじめ防止対策委員会」)を確立して実践に当たっている。
2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて研修会を開いたり職員会議等で取り上げたりして、共通理解を図っている。
3	特定教員の抱え込みや事実の隠蔽がなく、学校全体で対応する体制が

	確立している。
--	---------

《教育指導》

4	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めている。特に、「いじめは人間として許されない」との認識に立って指導に当たっている。
5	学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めている。
6	道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われている。
7	学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われている。
8	幅広い生活体験や社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の推進を図っている。
9	教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。
10	いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしている。
11	いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っている。
12	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っている。

《早期発見・早期対応》

1 3	日頃から、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めている。
1 4	聞き取り調査や質問紙調査で、きめ細かく児童生徒の生活実態の把握に努めている。
1 5	スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めている。
1 6	児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応している。
1 7	いじめの訴えがあったときは「いじめ対策委員会」を編成し、問題を軽視せずに保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応している。
1 8	いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っている。
1 9	校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されている。また、適切に機能している。

20	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっている。
21	教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られている。また、教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われている。
22	児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われている。

《家庭・地域社会との連携》

23	学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めている。
24	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図っている。
25	いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっている。また、学校のみで解決することに固執していない。
26	P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めている。

### 3 いじめ発見のチェックポイント

#### (1) 学校

教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発する小さなサイン（言葉や表情、しぐさ）を見逃さずに、早期に対応することが大切である。

朝の会	遅刻・欠席が増える。
	始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
	表情がさえず、うつむきがちになる。
	健康観察の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
授業開始時	忘れ物が多くなる。
	用具・机・椅子等が散乱している。
	周囲が何となくざわついている。
	一人だけ遅れて教室に入る。 席を替えられている。
授	頭痛・腹痛を頻繁に訴える。

業 中	保健室によく行くようになる。
	グループ分けて孤立しがちである。
	正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
	テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
休 み 時 間	教室や図書室に一人でいる。
	今まで一緒だったグループからはずれている。
	訳もなく階段や廊下を歩いていたり、用もないのに職員室に来たりする。
	友だちと一緒にでも表情が暗い。オドオドした様子で友だちについていく。
	理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたりする。
給 食 時	机を寄せて席を作ろうとしない。
	その子どもが配膳すると嫌がられる。
	食べ物にいたずらされる。(盛りつけをしない。わざと多く盛りつける)
	食欲がない。
	笑顔が無く、黙って食べている。
清 掃 時	その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
	その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
	他の子どもと一人離れて清掃している。
	皆の嫌がる分担をいつもしている。
	目の前にゴミを捨てられる。
放 課 後	下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
	玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
	みんなの持ち物を持たされている。
	通常の通学路を通らずに帰宅する。
	靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。
そ の 他	教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
	叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
	独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
	教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。
	宿題や集金などの提出が遅れる。
	刃物など、危険な物を所持する。

## ② 家庭

保護者から、子どもの家庭の様子について以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。(殴られた傷跡やあざなどを見られるのを避けるため)
買い与えたものが紛失したり、壊されたり、落書きされたりしている。
家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
食欲が無くなったり、体重が減少したりする。

寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりすることが多くなる。
表情が暗くなり、言葉数が減る。
いらいらして反抗的になったり、急に口数が少なくなって元気がなくなったりする。
部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考え事をしたりする。
言葉遣いが荒くなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、ペットをいじめたり、物に八つ当たりする。
親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。
刃物など、危険な物を隠し持つようになる。
登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。
転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言ったりする。
親しい友人が来なくなり、見かけない者がよく訪ねて来る。
不審な電話や嫌がらせの手紙・メールがくる。友人からの電話で急な外出が増える。
自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
投げやりで集中力が無くなる。ささいなことでも決断できない。
テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
急激に成績が下がる。

### ③ いじめ電話相談・・・児童生徒本人や保護者が相談できる関係機関リスト

- ・教育委員会学校教育課 0248-88-9169
- ・須賀川市すこやかテレフォン 0248-75-1919
- ・市役所 生活課、市民相談室 0248-88-9132
- ・こども課（家庭児童相談室） 0248-88-8115
- ・子どもと家庭テレフォン相談  
（県中央児童相談所） 024-536-4152
- ・県中児童相談所 024-935-0611
- ・県教育センター「ダイヤルSOS」 0120-453-141
- ・福島いじめSOS24 0120-916-024
- ・県精神保健福祉センター（こころの電話） 024-535-5560
- ・須賀川警察署（生活安全課） 0248-75-2121
- ・いじめ110番（県警察本部） 0120-795-110
- ・福島県警察本部県民サービス課  
（少年相談窓口ヤングテレホン） 024-526-1189
- ・子ども人権110番（法務省） 0120-007-110